

○つやま産業支援センター視察に伴う費用徴収について（内規）

（趣旨）

つやま産業支援センター（以下、「センター」という。）が視察を受け入れ、視察者に保有・蓄積している情報を提供する場合において、費用を徴収するものとする。

（視察研修費の徴収費用等）

センターは、資料及び会場使用等に係る費用として、視察者1人あたり1,000円を徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、当該費用について別途徴収するものとする。

なお、視察対応ならびに徴収の庶務は、センターにおいて行う。また、標準所要時間は概ね2時間以内とする。

（徴収対象となる視察）

センターが作成した資料に基づき、視察者に対して、説明及び資料配布を行う場合。

（徴収対象者）

公共団体の職員・議員及び随員職員、民間企業並びに各種団体とする。

（徴収の免除）

次の場合は徴収を免除する。

- ① 津山市民及び市内に住所を有する団体
- ② 報道関係者
- ③ 岡山県内の公共団体及びこれに類するもの
- ④ 津山市における友好都市または同等の関係都市
- ⑤ その他センター長が認める場合
- ⑥ 津山市内での宿泊を伴う場合

（実施時期）

平成28年7月1日以降に実施するものから適用する。